

令和2年5月7日

生徒
保護者 各位

東京都立成瀬高等学校長
宮田 明子

臨時休業期間の延長について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、各種機関においても報道されておりますように、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の期限が5月31日まで延長されたことを受け、東京都教育委員会も、都立学校について令和2年5月7日から令和2年5月31日まで臨時休業とする旨を決定いたしました。本校での対応も含め、この件に関する詳細につきまして以下に記載しましたのでご確認ください。

臨時休業期間が長期となり、ご心配、ご不安な点もあろうかと存じますが、生徒を感染の危険から守るための措置ですので、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

ご家庭におかれましても、ご家族全員での健康管理の徹底にご留意ください。

記

1 臨時休業期間について

- (1) 5月7日（木）から5月31日（日）までを臨時休業期間とする。
- (2) 上記臨時休業期間中は、当面の間登校日は設定せず、自宅学習とする。

2 5月7日以降の学習活動について

本通知の後、各学年に向けた連絡をホームページ、及びClassi（1・2年）にて配信する。

3 その他

- (1) 学習や登校日を設定する場合等の連絡は、ホームページ及びClassiにて行うので、引き続きホームページの閲覧とClassiへの接続をこまめに実施すること。
- (2) 体調の記録を確実にを行い、発熱等の体調不良がみられた場合は、関係機関への連絡・対処のうえ、学校にも連絡すること。

[問い合わせ先] 副校長 福岡 直樹
TEL 042-725-1533